

「就労継続支援 A 型（雇成型）」シートの記入上の留意事項等

1 対象者延人数の計算方法

(1) 月額の対象者延人数 = 各月の工賃（賃金）の支払対象者の延人数

[例] 定員 10 人

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
対象人数	10人	8人	8人	10人	9人	10人	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
対象人数	10人	8人	8人	7人	7人	7人	102人

※合計人数が、定員×対象期間の月数と大きく乖離している場合は、計算誤りの可能性がありますので、確認をお願いします。

(2) 時間額の対象者延人数 = 各日の時間ごとの工賃支払対象者の延人数

[例] 定員 10 人

	作業時間			計
	2 時間	3 時間	4 時間	
4月1日	3人	4人	1人	22人
4月2日	4人	3人	2人	25人
4月3日	4人	3人	1人	21人
4月4日	3人	4人	2人	26人
4月〇日				
		合計		〇〇人

※各日の計は、各利用者の作業時間の計

4月1日：作業時間 2 時間の利用者 3 人 $2\text{h} \times 3\text{人} = 6\text{人}$
 作業時間 3 時間の利用者 4 人 $3\text{h} \times 4\text{人} = 12\text{人}$
 作業時間 4 時間の利用者 1 人 $4\text{h} \times 1\text{人} = 4\text{人}$ 計 22 人

※対象期間のすべての日について計算し、合計した値が延人数（時間額）

※たとえば、毎日 10 人が 1 日 4 時間、月 20 日、12 か月作業した場合は次のとおり

$10\text{人} \times 4\text{時間} \times 20\text{日} \times 12\text{月} = 9,600\text{人}$

2 その他留意事項

(1) 賃金支払総額は 1 年間に支払った総額であり、月額と時間額の支払総額は同値となります。

(2) 賃金平均額（時間額）が、著しく高い若しくは低い場合は、計算誤りの可能性がありますので、確認をお願いします。

[参考] R5 A 型平均賃金（時間） 県：889 円

青森県最低賃金：953 円（R6.10.5 発効）